

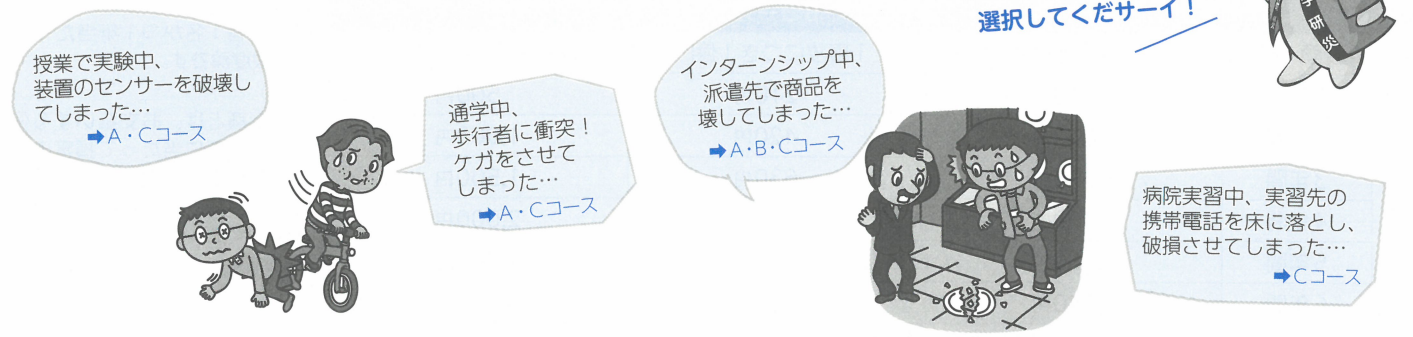
正課や学校行事中等での賠償責任事故を補償します（国内・国外）。

対人・対物事故に備える保険

「学研災付帯賠償責任保険」のごあんない

（*1）学校教育法等に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

このような賠償責任事故の備えに



Aコース(学研賠)

授業中や通学中などに起こしてしまった事故の備えに！

授業中、学校行事中、およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

※Aコースに加入した場合、Bコースに加入する必要はありません。

Bコース(インターン賠)

インターンシップや教育実習などに限定！

インターンシップ中、介護体験活動中、教育実習中など、特定の活動中およびその往復中に発生した賠償責任事故を補償します！

※医療関連実習、薬学教育実務実習を除きます。
※学校が正課、学校行事または課外活動（*2）と認められたものに限りま。

Cコース(医学賠)

医療関連実習中も安心！

医療関連学部の実習中、学校行事中およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

※Cコースに加入した場合、AコースおよびBコースに加入する必要はありません。

学研賠(Aコース):学生教育研究賠償責任保険 / インターン賠(Bコース):インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 / 医学賠(Cコース):医学生教育研究賠償責任保険

補償内容

国内外において、学生（被保険者）が正課、学校行事、課外活動（*2）またはその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

（*2）この保険での「課外活動」とは、学校の規則にのっとった所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間に合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含まれます。

加入対象者

学校教育法等に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生で、かつ、学研災（*3）に加入している学生に限りま。

（*3）「学生教育研究災害傷害保険」の略称

保険期間

- 4月入学生 4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで
- 9月入学生 9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時まで
- 10月入学生 10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時まで

※1年間加入の場合です。複数年加入の場合、その期間の終了する年度の各終期までとなります。
※任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については4ページをご参照ください。

加入手続

学校（*1）によって取り扱うコースや加入に伴う手続が異なりますので、学校（*1）からの案内に従ってください。

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。
※加入者証等は発行されませんのでこの「ごあんない」、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いし。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生で、かつ、学研災に加入している学生を被保険者（補償を受けることができる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。
ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。

(2) 補償内容・保険期間（保険のご契約期間）

①支払事由（補償の対象となる場合）、お支払いする保険金、②主な免責事由（補償の対象とならない主な場合）、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）はあらかじめ定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細は2ページをご確認ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については、学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

3ページをご確認ください。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項*をお申出いただく義務があります。
・加入の際、記載事項が記載されていないか、記載事項が事実と違っていない

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」およびこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4
TEL: **03-3515-4133**

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

る場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者（保険の対象となる方）またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていないか、記載事項が事実と違っているときも同様です。
※他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. 通知義務等

(1) ご加入後における留意事項（変更事項の通知等）
退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。

(2) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

4. 保険開始日

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が、4月1日以降のときは支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ①全員加入の場合：教授会等において決議*した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

*1 保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

5. 主な免責事由（補償の対象とならない主な場合）等

2～3ページをご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

7. 共同保険について

共同保険については、3ページをご確認ください。

8. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

- 保険金のお支払事由、お支払いする保険金
- 保険金額（支払限度額）
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意*2」、「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

*2 例えば賠償責任が補償されるご契約の場合に、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

東京海上日動学校保険コーナー
0120-868-066（フリーダイヤル）
学校保険コーナーにつながるので、学校ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。
受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学研災付帯賠償責任保険」を取り扱っています。この保険は、学研災の加入者に対して、本学での教育研究活動中の賠償責任事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

